## 警報発令時の対応について

令和7年4月8日 多可町立中町北小学校

気象警報が発令された際には、下記のとおり対応いたします。ご家庭におかれましても警報が 発令された場合はお子様の安全確保のため、十分にご配意いただきますようお願い申し上げます。

記

- Ⅰ 気象警報の発令と対象地域
  - ○関係する気象警報「大雨警報」、「洪水警報」、「暴風警報」、「大雪警報」等
  - ○対象となる地域 『多可町』に発令された時
    - ※「多可町」は、「兵庫県全域」「兵庫県南部」「北播丹波」に含まれます。
    - ※テレビ等では、県内の一部に発令された時でも「兵庫県に警報」と報道される場合 があります。『多可町』に発令されているか、必ずご確認ください。

## 2 警報発令時の対応について

- ① 登校前に警報が発令されている時
  - ・午前7時現在、多可町に警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
  - ・午前9時までに警報が解除された場合は学校から連絡するまでは自宅待機とし、学校が通学路の安全確認後、tetoru・防災行政無線等を通じ、登校時刻を連絡します。
  - ・午前9時現在も警報が継続中の場合は臨時休校とします。
- ② 午前7時以降に警報が発令された場合
  - ・児童が在宅の場合は、自宅に待機させてください。
  - ・登校中の児童については、状況に応じ帰宅させるか登校させるかを判断し、学校より指示を出します。
  - ・既に学校へ来ている児童については、学校で待機させ、安全を確保します。なお、その後の対応については、教育委員会と協議の上、tetoru・防災行政無線等で連絡します。
- ③登校後に警報が発令された場合
  - ・学校が状況を把握し、教育委員会と協議の上、安全な措置を講じます。対処方法については、tetoru・防災行政無線等で連絡します。
- ☆午前7時に警報が発令されている時には、教育委員会から防災行政無線による放送が行われる予定です。